8宮城管第 512 号
令和8年 10 月 30 日

大崎市長　殿

宮城北部森林管理署長　笠井　修一

令和8年度鳥獣の捕獲等に係る国有林野への入林について（通知）

平素より、国有林野の管理経営及び国有林野における有害鳥獣捕獲につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署では、狩猟期間における狩猟事故防止の観点から、別図のとおり国有林野事業実施区域及びその周辺区域を狩猟者等の立入禁止区域と定め、職員及び事業従事者の安全確保を行うことにしたので、お知らせします。

なお、国有林野内の立入禁止区域外で狩猟等を計画する場合には、事前の入林届の提出及び実際に入林する日が決まった際に「入林連絡票（鳥獣の捕獲等）」を確実に提出くださるよう、狩猟者等の皆様へ周知をお願いします。

記

1　国有林野への入林手続きについて

狩猟者、都道府県及び市町村等が実施する有害鳥獣捕獲等の許可捕獲従事者の入林手続きについては、別紙のとおり申請様式（入林届）が統一されており、インターネットで入手可能です。

（入手先：東北森林管理局 HP ＞ 入林届 ＞ 鳥獣の捕獲等を行う場合
https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/nyurin/300326cyozyunohokaku.html）

様式に従い、必要事項を記載のうえ、入林（狩猟）予定箇所が分かる図面を添えて郵送、メール等により提出してください。

2　添付資料

・安全のための遵守事項
・立入禁止区域図
・入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）
・入林連絡票（鳥獣の捕獲等）※国有林野へ実際に入林する日の連絡用
・狩猟中に設置する標識類

3　問合せ先

宮城北部森林管理署　総務グループ　管理担当
〒989-6166　宮城県大崎市古川東町５－３２
TEL. 0229-22-2074 代表ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：t_miyagihokubu@maff.go.jp
（宮城北部森林管理署ホームページ
http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/miyagihokubu/）